神戸市水道局

指定の有効期間満了に伴う更新手続きについて(通知)

平素は神戸市水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されました。 貴社におかれましては、現在の指定の有効期間が令和6年9月29日までとなっておりますので、下記のとおり更新手続きを案内します。

なお、有効期間内に更新手続きを行わなければ指定を失効することになりますので、早期に手続きをとっていただきますようお願いします。

記

- 1 更新手続きの流れ
 - (1) 申請書類等の提出 (郵送)・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年4月以降受付
 - (2) 申請書類の審査完了(書類に不備等があれば再提出)・・・ 令和6年6月28日まで(※)
 - (3) 手数料 (15,000円) の納付・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年8月下旬~9月上旬(予定)
 - (4) 更新指定(更新指定証書等の交付)・・・・・・・・ 令和6年9月下旬
 - (※)神戸市では、更新手続きが円滑に進むよう、申請書類等の審査期間を定めております。

<u>今和6年6月28日(金)</u>までに審査を終えることができるよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、早期に手続きを行った場合であっても、次回の有効期間満了が早まることはありません。 [次回有効期間] 現在の有効期限の翌日(令和6年9月30日)から5年間

- 2 提出していただく書類(下記(1)①~④及び(2)①~②をすべて郵送してください。)
 - (1) 神戸市水道局の様式
 - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)<表面・裏面>
 - ② 誓約書(様式第2)
 - ③ 機械器具調書(別表)
 - ④ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 <表面・裏面>
 - ※①~④は同封しております。必要事項を記入の上、ご提出ください。
 - (2) 事業者で用意していただく書類
 - ① (法人の場合)「定款」及び「登記事項証明書」

(個人の場合)「住民票の写し」 ※本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

- ※「定款」はコピー可。「登記事項証明書」、「住民票の写し」は原本をご提出ください。
- ※「登記事項証明書」、「住民票の写し」は、発行日から3か月以内のものをご提出ください。
- ② 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し)

その他 研修受講証、配管技能者資格証の写しが必要となる場合があります。

(裏面に続く)

3 申請書類の受付

申請書類の受付・審査は、(一財) 神戸市水道サービス公社が行います。 事務処理による都合上、郵送による受付とします。

【申請書類の郵送先】

〒654-0026

神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 業務係宛

※申請書類に不備等があった場合は再提出を求めますので、ご留意ください。

4 審査完了後の流れ

申請書類の審査完了後、更新手数料納付書を<u>9月上旬までに</u>送付しますので、記載の納入期限までに更新手数料(15,000円)を納入してください。入金確認後、指定証書及び携帯証を有効期間満了(令和6年9月29日)までに送付します。

※6月末までに申請書類の審査が完了しなかった場合は、このとおりではありません。

5 その他

更新申請の「留意事項・記入例」について、神戸市水道サービス公社ホームページに掲載して ますので、参考にしてください。(令和6年4月1日から公開予定です)

URL: https://kwsc.jp

神戸市水道サービス公社



【更新手続きについての問合せ先】

一般財団法人 神戸市水道サービス公社

担 当:業務係 (電話 078-733-5291)

受付時間: 8時45分~12時、13時~17時30分

(土日祝日を除く)